

事故届・報告手続きの概要

LPガスについて、一般消費者等で事故が発生したときの事故の届出、報告は以下のようになっています。

事故の発生

- ①事故の原因が
 - ・漏えい
 - ・漏えい爆発
 - ・漏えい火災
 - ・中毒・酸欠
 - ・自然災害のうち、保安対策不備によるもの
- ②充てん容器の又は残ガス容器の喪失・盗難

特定消費設備における事故

- うち
- ・死亡事故、中毒、酸欠
 - ・漏えいガスに引火したことにより負傷者又は物損が生じたもの

左記以外の事故例

- ・自殺、故意、いたずら
- ・自然災害（保安対策不備なものを除く）
- ・自動車の飛び込み
- ・配管に接続していない状態の充てん容器の盗難等

事故発生報告（速報）

特定消費設備による事故発生報告（速報）※

事故の発生した場所を管轄する都県（特定消費設備における事故の場合は都県及び産業保安監督部）へ

様式57

様式57-2※

事故の発生した場所を管轄する都県へ
液化石油ガス保安規則96条による事故の届出

産業保安監督部

経済産業省産業保安グループガス安全室

消費者庁
(特定消費設備における事故)

「LP事故」には該当しませんが、高圧法の事故届が必要な場合があります。
(高圧ガス事故としての届出：都県又は政令市)

※特定消費設備における事故については、液化石油ガス保安規則93条の2により報告が必要です。また、事故届の様式が特定消費設備に関するものは別様式となっていることに留意して下さい。